

平成 19 年度 第 2 回行政改革推進審議会 議事録（要約）

日 時： 平成 19 年 11 月 1 日（木） 午後 2 時～午後 4 時 35 分
場 所： 長野市役所第二庁舎 10 階 講堂
出席者： 長野市行政改革推進審議会委員 17 名
市出席者： 行政改革推進委員（総務部次長兼庶務課長、企画政策部長、財政部長）
行政改革推進局（局長以下 8 名）

【主な議事】

(1) 長野市行政改革大綱答申案の決定について

（事務局より、資料 1-1～1-3 に基づいて説明）

- ・ 9 月 11 日～10 月 5 日の間にパブリックコメントを実施し、4 名の市民からのべ 14 件の意見をいただいた。
- ・ 意見の多くは個別の事務事業に関する要望などで、大綱の方向性を修正するようなご意見はなかった。

（委員）今回の市民意見は、例えば保育園の民営化に関するものなど、大綱についてというより具体的な実施計画に対する意見のように思える。今回のパブリックコメントの他に市民が行政改革に対して意見を寄せるところ、市民の意見を汲み上げる仕組みはあるのか。

（事務局）市の広聴制度としては、市政全般に渡って「みどりのはがき」、「元気なまちづくり市民会議」等の機会がある。今回の意見については関係各課にも伝えるが、パブリックコメントに対する説明としては、総論的な大綱の案についての説明ということで考えている。

（委員）財源の積極的確保について、厳しい財政状況の中で必要な財源を確保し、市民サービスへの財政的影響を最小限に留めるための債権管理体制の強化について、以下のとおり提案したい。

- (1) 長野市行政改革推進審議会条例第 7 条による債権管理対策委員会の設置
- (2) 弁護士等による専門家支援体制の構築
- (3) 担当職員の専門研修実施による強化

この他、市がいかに簡素で効率的な市政の推進に努めているかをはっきり市民に示すことが不可欠であり、行政事務が財政能力を超えて肥大化の傾向にあるか、思い切って見直す必要がある。そして真に必要な事業に財源を投入すべきである。

（事務局）(1) 番の委員会の設置については、現状では考えていない。

市税や国民健康保険料の滞納は、平成 18 年度末で市税が 26 億円、国民健康保険料が 24 億円ある。その他介護保険料等の滞納が約 6 億円あって、全体で 56 億円、歳入の約 4%に当たる大変大きな額である。市税について申し上げますと、これまで督促・催告等により自主納付を促すことを基本として取り組んでおり、そもそも担税力がありながら納付に応じない場合には、不動産等の差し押さえ・公売により税負担の公平性の確保に努めてきた。しかし近年では大口・悪質な案件が非常に増えてきたため、財政部に特別滞納整理室を設け、毎年度 2 億円強くらいの実績を挙げている。担当職員は国や県が主催する研修会に積極的に参加し、資質向上に努めている。また専門家の支援体制の構築については、ノウハウを持つ税務署・県警等の B を職員として採用し、市の顧問弁護士にも常に相談して、徴収体制の強化に努めている。こういった取り組みの結果、市税に関しては平成 16 年度末に約 30 億

円あった滞納が、平成 18 年度末では 26 億円程度まで減少してきている。税の徴収率についても、平成 2 年度あたりから減少を続けてきたが、平成 17 年度に徐々に徴収率が上昇し、平成 18 年度もさらに上昇して、現在 94.93%まで戻って来たところである。今後も委員のご意見を参考にしながら取り組み強化に努めていきたい。

もう 1 点、財政問題に関しては、長野市は冬季オリンピックの開催が決定した平成 3 年以降財政規模が拡大して、ピークの平成 6 年には平成 3 年と比較して約 1.6 倍に膨らんだ。その後は中核市移行や市町村合併による財政需要の増大もあったが、縮小傾向が続いており、平成 18 年度の決算ではピーク時の約 8 割まで縮小している。ただし、バブル経済の崩壊後は税収などの歳入もどんどん減っており、歳出規模が減少しても市税、地方交付税、補助金等の歳入で賄いきれない状態がここ数年続いており、基金を取り崩して財政運営している状態である。現在は約 300 億円の基金があり、他市と比べても多い方ではあるが、これまでのような財政運営を続けるとこの基金も数年で底をついてしまうことから、そうなる前に財政を立て直さなくてはならないと認識している。そこで、平成 17 年に財政構造改革懇話会を立ち上げ、提言をいただいた。そして提言をもとに財政構造改革プログラムを策定し、その改革内容をすべて行革大綱の実施計画に盛り込んで、個々の取り組みを進めている。基金の取り崩しは縮小してきており、本年度か来年度には、決算の段階で基金に頼らない財政運営ができるのではないかと考えている。

最後の「真に必要な事業に財源を投入すべきである」というご意見はごもっともで、ぜひ実現したい。今年度新たに市長を本部長とし、各部局長をメンバーとする「重点施策推進本部」を立ち上げて、限られた財源をどの部門、どの施策に充当していくべきかを議論して、来年度は「子育て・子育て支援の推進」「防災体制の整備」など 6 施策に重点的に予算配分して行くこととした。今後も諸々の取り組みを通じて、真に必要な事業に財源を投入しながら財政運営を行っていきたい。

(委員) 基金というのは、どういう金なのか。

(事務局) 年度末の決算の段階で黒字が出た場合に、それを基金といわれる市の貯金に積み立てておき、財政状況が厳しくなったときにその基金を取り崩して次の年度の財政運営に充てていくという性格のもので、市税や地方交付税などは別に、自由に使える財源である。

(委員) それだけあれば、財政はそう厳しくないのではないか。

(事務局) 300 億円の基金があると言っても、そのうち約 100 億円は施設の改築等大規模な支出に備えて積み立てたもの。また市の単年度の財政規模は 1300 億円を超えており、使おうと思えば一挙にそれが無くなってしまいうこともあり得るので、常に毎年入ってくる市税・地方交付税・補助金等の財源の範囲内で財政運営をすべきだと考えている。

(委員) 滞納整理に関する職員の研修は、長野市独自でやることはないのか。

(事務局) 長野市独自で課内研修なり部内研修等も積み重ねてきているが、外部の様々なノウハウを取り入れるために、県・国、また民間が主催している研修に可能な限り職員を参加させて、新たなノウハウや知識の向上に務めている。

(委員) 言葉の表現で、「目指します」ではなく「進めます」にならないか、という意見について、この提案者は、「目指します」という言葉の中に行政の強い意志を感じられなかったのではないか。資料にある、「『目指します』は、永続的に改革を推進していくという強い意志を示しています」という説明を、大綱に注意書きとして入れたらどうか。

(委員) 辞書を引くと、「目指します」というのは、目標と書いてある。一方「進めます」は実際の活動と受け止めた。大綱なので「目指します」でよいのではないか。もう少し具体的な実施計画の記述では、「進めます」という形が妥当かなと感じた。

(委員) 市側の姿勢として、もう少し工夫が必要ではないか。

(委員) 大綱案では「目指す」と「進める」をうまく使い分けている。「目指す」は目標で、対象のカテゴリーが大きく、運営とか、そういうカテゴリーに対して使っている。「進める」は非常に具体的なものに対して使用しているので、言葉の使い方の整合性はそれほどおかしくはない。やはり大綱であるので、目標とするというような表現で充分ではないか。実施計画などでは、具体的に「これを進めます」など明快にすれば充分説得力があると思う。

(事務局) 事務局の整理としては、「少数精鋭による行政運営を目指します」、これは大綱の大きな方向性である。各論では、例えば実施計画に「職員数を 140 人削減する」という項目がある。もしこれが「140 人削減を目指します」と書いてあるとすれば、目指しているだけなのかと思われてしまうため、各論では「140 人削減を実施します」といった表現になってくるが、ここでは常に少数精鋭に向かっていく、という総論であるため、継続的な意味合いも含めて「目指します」という言葉で文章を整理している。

(委員) 今の説明が書いてあれば、市民も納得するのではないか。「強い意思」というよりも、大局的なところでは「目指します」と表現してある、ということが伝わればよいのではないか。

(事務局) 資料 1-1「市民からの意見・提案への対応について」の説明欄については、そのように直したい。

(会長) では資料 1-2 の答申(案) 並びに資料 1-3 の長野市行政改革大綱(案)を審議会として決定し、市長に答申したいが、よろしいか。

...意義なし...

(会長) 答申については、日を改めて私と大綱改定部会の伊藤部会長が代表して市長に行いたいので、ご了承をお願いしたい。

(2) 行政サービスに対する受益者負担のあり方について

(事務局より、資料 2-1～2-3 に基づいて説明)

- ・ 市が提供する行政サービスに対する受益者負担のあり方について、統一的な基準の策定に向け取り組みを進めている。
- ・ この基準策定のためには、市民と行政の関係のあり方を改めて検討し、市民の合意を得ながら進める必要があることから、長野市行政改革推進審議会に審議をお願いする。
- ・ 3月に答申をいただき、5月末までに統一的な基準を策定して、可能なものから順次見直しを実施したい。

(委員) 今の説明の中で、統一した算出基準に基づいて算出したコストというのは、資料 2-2、2-3 の一番右端の 1 時間当たりの稼働コストというのが、今の段階でのコストという理解でよいのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) このようなコスト算出結果を市民に公開するのは非常にいいことだと思う。いろんな欠点はあるだろうが、とりあえず1時間当たりの稼働コストを出す方向は、出発点としてはいいかもしれない。しかし、事業の分類のところ、一個一個が資料2-1の4つの次元の図でどの次元になると考えているのかが一番重要というか、一番意見が出る場所だと思うが、その辺はいつ頃資料として出すのか。公表する予定はどうなっているのか。

(事務局) そういったものも部会の中で議論いただき、最終的に固まれば、それを市民に示していけるようにしていきたい。

(委員) ただ、重要度の分類もないのでよく分からないが、256事業もあって、3月までに審議するという中で、実際に利用している人でないと事業がどこに分類されるか分からない。答申といっても個々の意見を100%反映してしまったら何も決められないので、資料2-1にも書いてあるように市民の合意を得ながら、というより市民の納得を得ながら進めるしかないと思うが、かなり分類したデータが出て来なければ部会では進められないと思う。また思い切って分類すればいろんな意見が市民から出るかなと思う。

(事務局) 市でも類型化作業をひとつおり行っている。検討部会が発足したら、これを提示することも含め、協議して進めていきたい。

(委員) 非常にタイトなスケジュールで、もちろん個々の使用料等の金額を決めるところまで行きたくないと思うので、「これは固定的な費用が多くて変動的な費用は発生しない」とか、「これは価格を下げればむしろ利用者が増えて全体としての収入が増える」など、この4つの領域に基づいてどういう切り口で分けていく必要があるか、というところが議論されればよいのではないかと。そしてそのところこそなるべく公開していけばよいのではないかと。

(委員) コストの算出単位について、例えばフルネットセンターであれば6,193人という利用者数が出ているが、これがどういう形でカウントされているかを公開してもらいたい。本当のところを言うと市民一人当たりがどのくらい利用したのかという算出方法も、市民が納得する受益者負担を計算するには必要な数字である。場合によっては30分を1人として数えた場合に、お一人の方が2時間使っていた場合4人とカウントする、これも誤ったカウントの仕方ではないか。このカウントの仕方についてもっと丁寧な説明が必要になるのではないかと。

(事務局) 確かに、本日の資料では単純に表しているが、全体としてただ捉えてあるだけで、利用の時間で区切っているところと一人当たりで区切っているところとまちまちであるので、今後の部会の中でご議論いただきたい。

(会長) この資料の人件費は、市の職員の平均年収を用いているのか。これで見ると722万円が市の職員の年収ということではないか。この平均年齢はどのくらいか。

(事務局) 平均年齢については42歳ぐらいで、年収ではなく、事業主負担の社会保険料が含まれている。

(委員) 最終的な出口としては、例えば事業をA,B,Cなどランク付けして、その一番ランクが低いところだと100%を目指す、という形で市の負担の割合、逆に言うと利用者の負担の割合で輪切りにして

いくとか、そういうものを目指しているのか。

(会 長) 例えば減価償却費を除いて5割以上とか、何か決めるに当たって目標がどのようなものはあるのか。もう一つは、受益者負担を求めるに当たって、現状で完全にコストを割って相当の税金が投入されているものもあるが、政策的に免除するとか、そういうものも検討するのか。

(事務局) 資料2-2、2-3では政策的なものは除いて、本当のフルコストで現在受益者負担がどうなっているかをお示ししている。政策的判断や減免によって低くなっているものは除いた中で、基準のあり方を議論いただきたい。

(会 長) 基準の切り口について、この図にある市場性の有無とか、公益性の有無とか、これだけではなくもっと細かい決め方があるのかどうか。

(事務局) 資料2-1の図で、例えば左右の度合いでは、今やっている事業の行政の実施責任が強いかどうかで度合いを決めていくことになるが、市民が見たときに何故右の方に行っているのか、左の方に行っているのか、比較したときに何故一方が他方より負担が多くなるか、などが判断できないので、当然その判断の「ものさし」となるものはもう少し細かく決めなければ、と思っている。この図では、破線が入って全体が16ブロックに分かれて、一番左下に100%と書いてあり、段々と右上に行くほど行政の実施責任が強くなっていくのだが、例えばこのブロックごとに100%から90%、80%、70%と、真中あたりがイメージで言えば50%、そのように考えて行ったらどうかと。そして256の事業を全部細かく分けることはできないので、イメージとすれば16ブロックでグループに分けて、このグループはこちらよりも市民の負担は少なくすべきだ、などと相対的に比較をしていけば、段々とまとまって分かりやすくしていけるのではないか。このあたりまでがこの審議会の中でやろうとしている作業である。実際に市には256よりももっと多くの事業があるが、審議会で大きな方向性を決めてもらった後で、今度は各担当部局が各論の作業に入っていくことになる。個別の議論の中ではどうしても政策的な判断が出てくる場合もあると思うが、審議会では統一的な考え方を作っていただきたい。

(委 員) 256事業がこの図の中でどこに位置するのか当てはめる作業をこの審議会でやるとすると、すごい話かなあとってしてしまうが、ただそれがないと実際本当にどうやって処理していいかわからないというところで、ある程度は素案的なものが出て来ないと厳しいのではないか。

(事務局) 18年10月から今年2月にかけて、仮の基準を作って、市の各部局で暫定的な作業はやった。ただその「ものさし」となる基準は市が内部で考えたものであるもので、まずは「ものさし」について、ここには仮に「必需・義務」や「市場性」などを挙げているが、こういうものでいいのかどうかというところも含めてスタートから議論していただきたい。ただベースになるものとして、事業をよく分かっている担当部局が、法律上の位置付けや市の責任の度合いなどを評価した作業が一旦はあるので、そういうものも参考にして審議をスムーズに進めていければと考えている。

(委 員) 一番気になるのが、無料のサービスが有料化されること。今まで無料だったのにはそれなりに無料にした理由もあるのではないかと。「今まで払わなくてよかったのに」という不満の声が出てくると思う。今まで無料にしていた理由も明らかにしながら、この16分割の中へ入れていったらいいのではないかと。

(事務局) 無料が本当に妥当であったかという点も踏まえてご議論いただくように、そういったところもお示ししていきたい。

無料と設定しているものは、それなりにそのサービスが始まったときにはきちっと理屈なり考えがあって無料にしている。ただそれも年月を経て、時代も我々の生活環境も変わってきており、今後も無料のままでいいのか、もしかすると一定程度の負担を頂いた方がいいサービスではないのか、その点も部会で審議いただき、その結果をもって我々行政サイドが最終的にどういう方向に持っていかを判断させていただきたい。

(委員) 児童センターについて、資料に 18 年度の実績が出ているが、社協で指定管理者として運営している分と解釈してよしいか。また、平成 20 年度には「放課後子どもプラン」というものが出てくると聞いている。この計画が児童センター・児童クラブ等とどう関連していくのか、この辺のところをどう考えているのか、お聞きしたい。もうひとつは支出と収入の件で、資料 2-2、2-3 の(A)-(C)という、要するに市の負担がずらっと書いてあって、この総合計が一体いくらになるのかが市民が一番関心の高いところであろうと思う。受益者負担金については、行政改革大綱実施計画では受益者から負担金を取ることによって、より以上のサービスができると書いてあるが、「より以上のサービス」というのはどの程度のサービスか。

(事務局) 資料 2-2 の 2 ページに児童館・児童センターがあるが、この支出合計については、社協以外の指定管理者分も含む 42 施設、児童館 8 館、児童センター 34 館の総合計を表したものである。それと「放課後子どもプラン」についてはまだ煮詰まっておらず、今後市民にもその制度のご理解をいただくよう説明をしていくという状況である。

児童館・児童センターについては厚生労働省、放課後子ども教室については文部科学省の所管で、いま 2 つの制度がある。児童館・児童センターは利用希望の子どもが増えて、あふれている。そこで両制度を一体的に実施する「放課後子どもプラン」により、1 年生から 6 年生まで全て対象にしようと考えており、また放課後子ども教室を、市も今 6 校で実施しているが、来年度から制度を一本化して教育委員会の所管とし、児童館・児童センターについては今のサービスを落とさないようにしながら、予算についても、厚生労働省、文部科学省の両方からの補助金を活用して対応するということでいま詰めている。最終的にそれぞれの利用希望者がどのくらいあるか分からないが、学校の余裕教室だけでは足りない場合には、授業で使用している教室についても、「放課後子どもプラン」に併せて開放していくことも協議中である。概念的にはこれから市内の子供たちを放課後きちっと守っていくために、児童センター、児童館、学校の教室を使って、市内全体で取り組んで行こうという発想になっている。

(会長) 市の負担額の総額がいくらになるかという点で回答がなかったが。

(委員) それと、受益者負担金を取ることによってどこまでサービスが上がるのかお聞きしたい。

(事務局) 「放課後子どもプラン」についてはお答えできるレベルまではまだ行っていないが、現状のコストがこういう状況にあるという事をお示しして、現状のサービスを続ける中で負担はどうあるべきかという議論はお願いすることになる。それから最後の合計については、資料の 256 事業というのは、受益者負担の原則的な考え方を作るために抽出したものであるもので、市の事業のうち一部の合計ということになってしまう。

(委員) 20 年度から受益者負担を実施するとなると、ある程度細かいところまで答申の中に入れて行かなければならないと感じるが。

(事務局) 現行の実施計画では児童館・児童センターの受益者負担については 21 年度の実施を目標に検討

することとなっている。

(会 長) とりあえず審議会とすれば方向性だけ出せばよく、その後に個別の議論がされるという理解でよろしいか

(事務局) ここではあくまで今までのサービスを前提とした場合にどうあるべきか、という議論が中心となる。児童館にどういうサービスが付加されるべきかについては、担当部の方での議論を待って、それによってまた負担も変わるということになる。

児童館・児童センターについては、既におやつ代相当額を徴収している。しかし児童館・児童センターを運営するためには、おやつ代の他にも人件費、建物維持修繕費など様々なコストが掛かっており、そのコストを今までどおり市が全て税金で負担するのか、それとも維持管理コストや人件費もある一定程度まで負担を求めるべきなのか、そこを審議いただきたい。一概に料金を取って、それをどうというサービスに結び付けていくかは、また別の観点での議論になると考えている。

(3) 受益者負担に関する検討部会の設置について

(事務局より、資料3に基づいて説明)

- ・ 会長の選任により、6名以内で「受益者負担に関する検討部会」を設置し、集中的に審議をお願いしたらどうか。

(委 員) 受益者負担に関する検討部会の設置について、今日ここでその決定をするかどうかということか。不安な点もあり、時期尚早ではないか。

(会 長) 来年3月までに答申ということになれば、今日決める必要がある。手順としては、ここで部会を設置して集中審議をして、来年この審議会を開いて部会からの報告を求めていくということ。

(事務局) 事務局としては前回の審議会において、次回の審議会の時には部会の設置をお願いしたいということで申し上げ、本日部会設置の了解をいただいて、来年の3月までには審議会から答申をいただけるように準備を進めてきているので、ぜひ本日設置をお願いしたい。

(委 員) 今日の資料では「受益者負担のあり方」を審議となっているが、あり方だけで、負担割合の基準策定までは行わないのか。

(事務局) 7月23日の第1回の審議会では、「受益者負担割合の基準作成について」という議題で提案した。今回は「受益者負担のあり方について」という、より大きな方向性の議論にタイトルを変えたのだが、それは基準作成をしない、ということではない。基準を作っていただくことをお願いするのだが、市民と行政の関係のあり方など、もっと根本的な部分も含めて議論をお願いしたいということで、表題を変えているもの。

(会 長) 7月23日の審議会の資料3で、「行政サービスの類型化に基づく受益者負担割合の基準作成について」という資料が出ている。そして事務局からあったように、あり方ということで16分割の中でのサービスが入るか、これが基準になるのではと私は理解している。だから突然出てきたのではなく、議論の流れをずっと追ってきていることになる。

(この後、部会を設置すること、及び部会員の選任を会長が行うことを承認、会長から6名の部会員が

選任された。)

(4) 行政改革大綱実施計画の進行状況について

(事務局より、資料4に基づいて説明)

- ・ 今年度前半で、13項目が実施・稼動となっている。

(委員) 資料4、12ページの一番上の「3スキー場の再編」という項目について、スキー場の今後のあり方については市民の関心も高いところだと思うが、この資料において「観光施設等民間活力導入プロジェクトを立ち上げた」と書いてあり、どんなことが具体的に検討されているのか、その検討状況の進捗度合いと、その中で具体的に決まったことがあれば教えていただきたい。

(事務局) 資料4では「3スキー場の再編」の取り組み状況で、戸隠スキー場は存続、飯綱スキー場は縮小して存続、聖山パノラスキー場は今回の指定管理期間で収支改善できなければ廃止の方向で検討となっているが、観光施設等民間活力導入プロジェクトでは、戸隠のスキー場に、キャンプ場、牧場も含めて営業収支の改善策の検討、運営形態の研究を行っている。また飯綱地域、戸隠、鬼無里地域の観光施設等の連携あり方、効率的・効果的運営方法についても検討しているが、具体的に説明できるものはまだない。地元との協議も踏まえてさらに検討していく。

(委員) このプロジェクトは夏頃立ち上げたと聞いたが。

(事務局) 時期的には夏に立ち上げたが、まだ議論はそれほど進んでおらず、プロジェクトの打合せがまだ3回くらいしか進んでいない。担当は産業振興部で、担当レベルではデータ収集や分析の準備をしているが、プロジェクトチームが本格的に動き出し、方向性を決めるまでには至っていない。

(委員) 先ほどの説明ではスキー場だけではなくキャンプ場や牧場も含めた、それから戸隠・飯綱・大岡に加えて鬼無里も含めた検討をされているように聞こえたが、検討の方向が少し変わってきたということか。

(事務局) 最初は戸隠地域のスキー場を中心とした再生をどう考えていくべきかをポイントに議論し始めたが、いろいろ内部で検討する中で、戸隠だけに限らず飯綱、鬼無里を一体的に、観光施設を使って中山間地をどうやって再生していくかということをし少し広めに検討したらどうかという案も出て、そういう方向性で議論を詰めていこうかという状況になっている。

(会長) それでは他に意見等なければ、市には年度後半に向け、より積極的な取り組みをお願いしたい。

4 その他

(委員) 第4回行政改革大綱改定検討部会の議事録の中で、行政の縦割りの問題が取り上げられている。事務局が物品購入についてコピー機を例に出し、市役所にコピー機が100台あって、誰かが一度に100台リース契約して一人が払えばいいのだが、目的別に経理を整理しなさいという法律の仕組みではやむを得ないということで、今まで見直されてこなかったと。しかしこのようなものについても今年度から取り組んで行こうという方針で、研究を始めたという状況であると言っている。これはなかなか難しい問題であると思うが、どう具体的な問題を捉えているのか。縦割り行政の見直しについて、

何か決まったことはあるか。

(事務局) 今の議事録のとおり、行政の組織は教育、福祉、環境など目的別になっている。それはそれで非常に効率がいいのだが、それぞれの中に経理、経営事務、庶務事務、職員の管理など共通の事務があるので、縦割りの弊害ということではなくて、共通事務を一箇所でやればもっと人件費コストの削減になって効率よくできるだろう、という趣旨である。事例に挙げたコピー機の契約方法なども、なるべく早い時期に切り替えていく方向で進めている。

(委員) 切り替えることになったのか。

(事務局) 実際は、コピー機の場合では5年契約などリース契約のものなど、すぐには替えられないものもある。契約を破棄して違約金を払ってまで集約するのめどうかということで、リースの年限が来たものなど、できるところから切り替えるようにしていきたいと考えている。

(委員) 職員の削減については、福祉など人員が少なくぎりぎりで行っているところもある。必要なところの職員は削らないようにしてもらいたい。

(事務局) 全体とすれば140名を削減する目標だが、新たな大綱の案にも行政改革の基本方針として「市は、経済的弱者の支援や市民生活の安全の確保など、行政が真に提供していかねばならないサービスについては確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくっていく責任を果たします。」と述べているように、必要な箇所には配置するようにしていきたい。

以上